

<p>小学校 対応表</p>	<p>「知財創造教育」の目標 創造されたものによって社会が豊かになっていることに気付くことにより、創造されたものを尊重することの意義について理解を深め、楽しみながら自ら創造していこうとする態度を育成する。</p>		
<p>知財創造教育の 三つの柱 (学習指導要領に おける資質・能力の 三つの柱に対応)</p>	<p>知財創造教育における学習内容 (学習指導要領の「内容」及び「内容の取扱い」(抜粋)に対応)</p>		<p>各種教材 (例示) ※左列の各事項の指導を行う際に、知財創造教育の観点から、活用可能な教材を例示(なお、取り扱う際には、教材には、該当事項の範囲に含まれない内容や児童の発達の段階に合わない内容が含まれていることに留意し、学習状況に応じて活用すること。)</p>
<p>(1) 知的財産のきまりを知る (学習指導要領の「知識及び技能」に相当)</p>	<p>第1学年・第2学年</p>	<p>第3学年・第4学年 (国語)引用の仕方や出典の示し方(略)を理解し使う(第2の〔第3学年及び第4学年〕2〔知識及び技能〕(2)イ)</p>	<p>第5学年・第6学年 ①「みんなのための著作権教室(引用)」(著作権情報センター)</p>
<p>(2) 新しい創造をするための思考力、判断力、表現力等を育成する (学習指導要領の「思考力、判断力、表現力等」に相当)</p>	<p>【学習指導要領の中の指導事項(各教科の「2 内容」)のすべてが該当】 以下、指導事項の例示 (理科)第2のA(4) 電気の利用 ア次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (ア) 電気は、作りだしたり蓄えたりすることができること。 第3の(2) 内容の「A物質・エネルギー」の(4)のアの(ア)については、電気をつくりだす道具として、手回し発電機、光電池などを扱うものとする。 《参考》 【日本知財学会「知財教育の体系化の例」から抜粋】 ・課題に対し、多様なアイデアを発想できる ・発想したアイデアを図と文章で適切に表現ができる ・意欲を持って創造的な活動ができる</p>		<p>②「新エネルギー教育支援プログラム(風力発電の製作)」(日本IBM)</p>
<p>(3-1) 新しいものを創造しようとする態度を育成する (3-2) 創造されたものを尊重する態度を育成する (学習指導要領の「学びに向かう力、人間性等」に相当)</p>	<p>第1学年・第2学年 (道徳)約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切に する(第2のC〔規則の尊重〕〔第1学年及び第2学 年〕)</p>	<p>第3学年・第4学年 (道徳)約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守 る(第2のC〔規則の尊重〕〔第3学年及び第4学 年〕)</p>	<p>第5学年・第6学年 (道徳)法やきまりの意義を理解した上で進んでそれ らを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たす(第2 のC〔規則の尊重〕〔第5学年及び第6学年〕)</p>
<p>《参考》 総則</p>	<p>・道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること(第1の2(2)) ・(略)豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動(略)の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしなが、教育活動の充実に を図るものとする。(第1の3)</p>		<p>《参考》 【日本知財学会「知財教育の体系化の例」から抜粋】 ・身の回りの知財を尊重する気持ちが持てる ・創造的な活動の中で著作権に配慮できる</p>